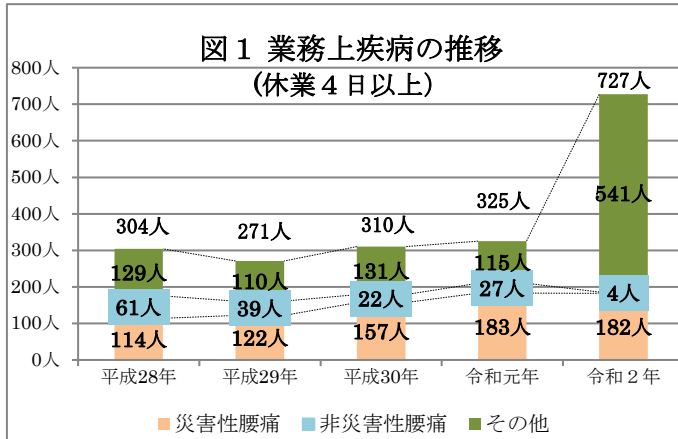


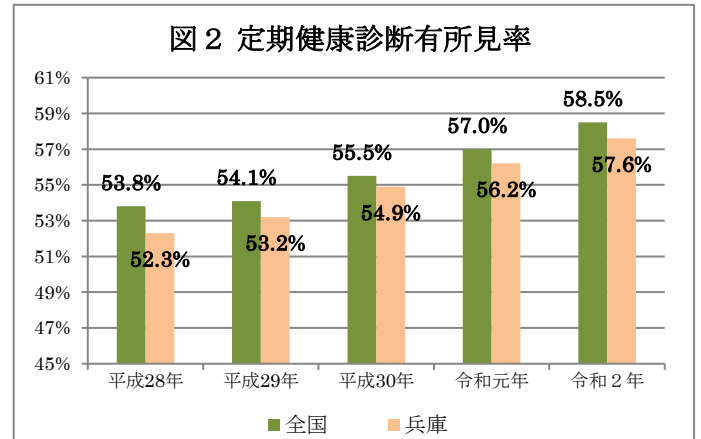
◆ 令和3年度 兵庫労働衛生行政のポイント ◆

1. 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策等
2. 治療と仕事の両立支援対策の推進
3. 化学物質等による労働災害防止対策
4. その他の職業性疾病予防対策

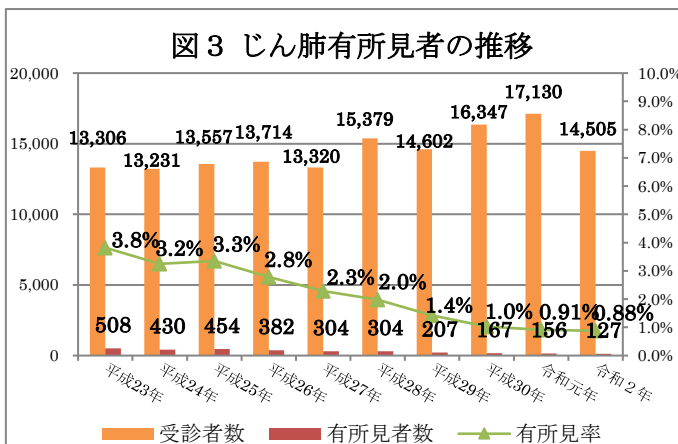
● 兵庫県下における労働衛生の現況



令和2年は、新型コロナウイルスによる疾病が急増し、6割を占めています。新型コロナウイルスによる疾病を除く疾病は、腰痛が6割以上を占めています。

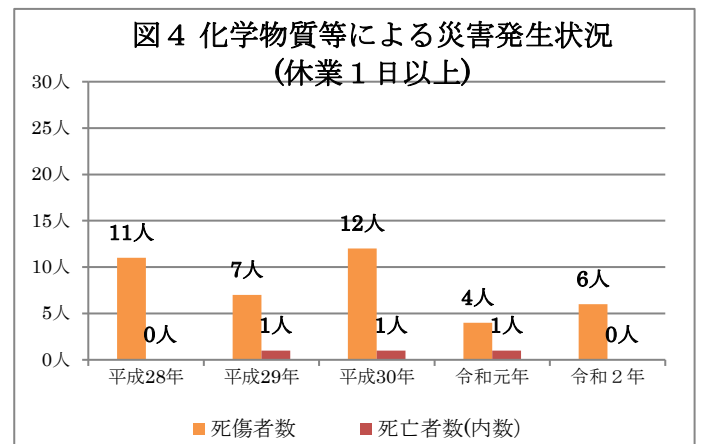


有所見率は、50%台で推移し、上昇傾向です。



有所見者数、有所見率とも減少しています。

なお、令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で受診者数が減少しています。



この5年間、一酸化炭素中毒が多発し、約6割を占めており、一度に複数名被災しています。死亡災害は、酸素欠乏症、特定化学物質（特別有機溶剤）による中毒です。

● 主要な労働衛生対策

1. 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策等

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について、リーフレット「取組の5つのポイント」を活用した対策の確認・指導を徹底するとともに「業種・業態別マニュアル」の周知及び活用勧奨を行い、また、外国人労働者向けの「感染防止チェックリスト」の活用を促す等一層の対策強化を図ります。

(2) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正により、「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する医師による面接指導等」が強化されました。長時間労働やメンタルヘルス不調などによって、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等の確実な実施の徹底を図ります。

(3) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進

兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」などの周知・指導を

行います。また、ストレスチェック実施の徹底を図るため、引き続き、労働者数 50 人以上の事業場に対して重点的な指導等を行うとともに、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組についても、適切な実施を促進します。

(4) 職場における健康づくりの推進

労働者の健康保持増進に取り組む企業に対する新たな助成金を活用して、改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の周知を図ります。

(5) 健康診断及び事後措置等の徹底

健康診断後の有所見者に係る医師の意見聴取及び就業上の措置について、9月の「職場の健康診断実施強化月間」において重点的な周知・指導を行うなど健康診断及び事後措置等の実施の徹底を図ります。また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における各種支援事業の周知、利用勧奨を行います。

2. 治療と仕事の両立支援対策の推進

働き方改革実行計画に基づき、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を周知啓発し、事業者の取組の推進を図ります。さらに、兵庫県地域両立支援チーム（兵庫県内の関係機関により構成）で作成したリーフレットにより県内の相談先機関の周知を図ります。

3. 化学物質等による労働災害防止対策

(1) 化学物質による健康障害防止対策の推進

化学物質を製造し又は取り扱っている事業場に対し、化学物質対策に係る関係法令及びがん原性指針に基づく措置の履行確保を計画的に図り、平成 28 年 6 月に義務化された化学物質リスクアセスメントの実施についての指導、各支援策（厚生労働省委託事業における化学物質管理無料相談窓口など）の活用の勧奨を行います。また、化学物質による健康障害に係る特殊健康診断実施項目等の法改正について周知徹底を行います。

つぎに新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第 2 類物質）に追加改正された特定化学物質障害予防規則について、事業者に対し所要の措置を講じるよう周知徹底を図るとともに、溶接ヒュームの濃度測定を作業環境測定機関に委託した場合の経費の一部を補助する制度について周知を図ります。

(2) 石綿による健康障害防止対策の推進

改正された石綿障害予防規則について、令和 2 年度に開設された「石綿総合情報ポータルサイト」等を活用し、解体事業者、建築物等の解体・改修工事発注者、建設作業従事者等石綿使用の建築物の解体・改修工事関わる全ての事業者に対する周知を行います。また、石綿が全面禁止されていることから輸入品及び平成 18 年 8 月 31 日以前に購入等を行った製品について、石綿非含有であることの確認を確実にを行うよう事業者に促し、石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の周知徹底を行います。

(3) 受動喫煙防止対策の推進

職場における受動喫煙防止対策のガイドラインの周知啓発を図り、同対策の取組を積極的に推進するとともに、受動喫煙防止対策助成金、相談支援等の事業について、引き続き利用促進を図ります。

(4) 電離放射線障害防止対策等の推進

放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び改正された眼の水晶体の被ばく限度に基づく被ばく防止対策など電離放射線障害防止規則に基づく対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、周知徹底を図ります。

(5) 粉じん障害防止対策の推進

第 9 次粉じん障害防止総合対策（平成 30 年度～令和 4 年度）に基づき、①屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業、②ざい道等建設工事、③アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業、④金属等の研ま作業等にかかる粉じん障害防止対策を推進します。

4. その他の職業性疾病予防対策

(1) 熱中症の予防対策の推進

職場における熱中症の予防について、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、JIS 規格に適合した暑さ指数計による WBGT 値の把握と WBGT 値に応じた余裕ある作業計画を策定し、作業環境管理、作業管理、健康管理、異常時の措置等の取組の徹底を図ります。

(2) 腰痛予防対策の推進

職場における腰痛予防指針に基づき、腰痛が多く発症している社会福祉施設や運送業等に対して業務の実態を踏まえた効果的な対策について周知を図ります。

(3) 事務所等における労働衛生対策の推進

労働安全衛生法に定める基本的な衛生基準の履行確保を図り、また、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の周知を図ります。

(4) 安全衛生優良企業公表制度の運用

平成 27 年 6 月 1 日から運用が開始された安全衛生優良企業公表制度について、多くの企業が活用されるよう周知を図ります。